

浜松市公告第 1394 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定による変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。当該届出及びその添付書類は、この公告の日から 4 月間浜松市産業部産業振興課において縦覧に供する。

令和 5 年 12 月 27 日

浜松市長 中野 祐介

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
マックスバリュ浜松助信店
浜松市中区助信町 258 番地 他 19 筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
マックスバリュ東海株式会社 代表取締役 作道 政昭
浜松市東区篠ヶ瀬町 1295 番地 1
- 3 変更しようとする事項
大規模小売店舗の施設の配置に関する事項（位置については、縦覧に供する届出書類に示すとおり）
 - (1) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
(変更前) 出入口 3箇所
(変更後) 出入口 2箇所
- 4 大規模小売店舗の変更をする日
令和 5 年 12 月 26 日
- 5 届出年月日
令和 5 年 12 月 25 日